

消費者団体訴訟制度シンポジウム 開催結果概要

○平成28年10月1日、消費者裁判手続特例法（「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」）が施行され、消費者団体が不当な事業者に対して、消費者被害の集団的な回復を求めることができる制度が始まりました。この制度の開始から平成29年10月で1年を迎えるため、その内容等について、より多くの方々に知っていただけるよう、消費者団体、事業者団体等と連携してシンポジウムを開催しました。

○各セッションを通じて、被害回復制度の分かりやすい説明により出席者の理解を深め、消費者・事業者のそれぞれの立場から率直な意見を交換することにより、制度の意義や在り方の認識が共有されました。

○日時：平成29年10月31日（火）13:00～16:45

○場所：イイノホール&カンファレンスセンター

○内容：

【開会挨拶】 山下 雄平 内閣府大臣政務官

【基調講演】 今井 純子 NHK(日本放送協会)解説委員
「消費者トラブル、諦めないで！支払ってしまったお金が取り戻せるかも」

【パネルディスカッション】「被害回復制度を考える（消費者・事業者の立場から）」

磯辺 浩一	特定非営利活動法人 消費者機構日本専務理事
今井 純子	NHK(日本放送協会)解説委員
河野 康子	特定非営利活動法人 消費者スマイル基金理事・事務局長
長谷川 雅巳	一般社団法人 日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長
松田 知丈	森・濱田松本法律事務所弁護士
廣瀬 健司	消費者庁消費者制度課長（コーディネーター）

【分科会】（テーマ1）「諸外国の被害回復制度の動向と我が国の被害回復制度」

磯辺 浩一	特定非営利活動法人 消費者機構日本専務理事
松本 恒雄	独立行政法人 国民生活センター理事長

（テーマ2）「被害回復制度への企業の実務対応」

須藤 希祥	長島・大野・常松法律事務所弁護士
古川 昌平	弁護士法人 大江橋法律事務所弁護士

○各セッションの概要：

【開催挨拶】

山下内閣府大臣政務官から開会挨拶があり、消費者被害に遭った消費者は、自らその被害の回復を図ることが難しい場合があり、特定適格消費者団体が消費者に代わって消費者被害の集団的な回復を求めることができる被害回復制度は、非常に重要な制度である旨の御挨拶がありました。



【基調講演】

今井NHK解説委員から、映像等を活用しながら、被害回復制度の仕組みや手続の流れ等について、分かりやすい説明をいただきました。一方で、本制度をより多くの消費者に知っていただくことが重要であり、本制度の実効性を確保するには、消費者被害の情報をもどのように収集するのか、特定適格消費者団体をどのように増やして、どのように支援していくのか、消費者被害に遭った消費者を本制度の裁判手続にどのように参加を促していくのが課題であるとの指摘がありました。



【パネルディスカッション】

被害回復制度の意義や在り方について、消費者・事業者それぞれの立場から御議論いただきました。消費者・事業者双方とも本制度の円滑な運用の点では意見を同じくしつつも、消費者の立場からは、制度の積極活用が求められる一方で、特定適格消費者団体には人材、財政、情報などの支援が必要であるとの意見がありました。事業者の立場からは、本制度の運用開始に当たって、約款や勧誘マニュアルの見直し等の業務の見直し、コンプライアンスの徹底に取り組んでいる旨が紹介されました。また、本制度を信頼されるものとするためには、特定適格消費者団体と事業者の間の十分なコミュニケーションが必要との指摘もありました。



【分科会】(テーマ1)

松本国民生活センター理事長から、諸外国の被害回復制度の動向と、これらと比較した我が国の被害回復制度の特徴等について説明がありました。これを受け、機辺消費者機構日本専務理事からは、同団体が、消費者被害の情報の受付から事案の検討、提訴に至るまで、どのように取り組んでいるのかを実務対応として紹介いただきました。



【分科会】（テーマ2）

古川・須藤両弁護士から、本制度特有の要件である多数性・共通性・支配性等について、具体例を用いた説明をいただきました。また、本制度に対する企業の実務対応としてどのようなことが考え得るのか等について示唆に富んだ説明をいただきました。



○その他：

本シンポジウム開催に際し、地方公共団体、関係消費者団体、事業者団体等から展示物の御協力をいただきました。

<以上>